

規約違反事業者への新たな対応について

インターネットの「おとり広告」により嚴重警告並びに違約金の措置を講じた事業者に対し、一定期間ポータルサイトへの広告掲載を停止する施策を8月より開始します。

不動産の「おとり広告」の問題は、昨今、新聞やテレビ等のマスコミから大きく取り上げられ、社会問題として非難を受けており、各公正取引協議会においても、この「おとり広告」等を撲滅するため、事業者に対する指導、啓蒙活動を行っています。すでに公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会では、規約違反事業者に対し、下記のポータルサイトへの広告掲載を原則、1か月間以上停止する処分を実施しています。一般社団法人九州不動産公正取引協議会においても、インターネットの「おとり広告」により嚴重警告並びに違約金の措置を講じた事業者に対し、同様の処分を平成30年8月度の措置分から開始することといたします。

なお、この施策は、構成会社及び団体の規定等に基づき行われ、掲載停止期間を設けることで、一般消費者へのおとり広告等によるさらなる被害拡大を抑止し、対象となった不動産事業者は当該期間内に掲載物件情報等のメンテナンスを確実に実施し、体制を整えることにより、おとり広告をしないという意識の向上を図り、さらには、適正な表示を行っている大多数の不動産事業者の利益を確保するために行うものです。

〈掲載停止を実施する不動産情報サイト運営会社・団体〉

会社名・団体名	運営サイト名
アットホーム株式会社	at home
株式会社 CHINTAI	CHINTAI
株式会社マイナビ	マイナビ賃貸
株式会社 LIFULL	LIFULL HOME'S
株式会社リクルート住まいカンパニー	SUUMO
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会	ハトマークサイト
公益社団法人全日本不動産協会	ラビーネット

〈本件に関するお問い合わせ〉

一般社団法人九州不動産公正取引協議会

福岡市東区馬出1-13-10 TEL092(631)5500